



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年5月28日火曜日 第512号

◇ 目 次 ◇ 告 示

落札者等の告示.....（スマート行政推進課）... 407

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 407

指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）... 408

知事指定薬物の指定の失効.....（薬務衛生課）... 408

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 408

水防警報を行う河川の指定の一部改正.....（河川課）... 409

洪水浸水想定区域の指定（53件）.....（ " ）... 409

土地改良区役員の就退任の届出（5件）.....（東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課）... 415

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 416

道路の区域変更（県道大洲保内線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 417

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 417

落札者等の告示.....（警察本部会計課）... 417

公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 417

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第509号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務一式	愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和6年3月27日	フェイス・ソリューション・テクノロジーズ株式会社 松山支店 松山市南江戸二丁目9番17号 せとかんビル3F	55,242,000円	一般競争入札	令和6年2月16日

○愛媛県告示第510号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
とよた薬局	四国中央市豊岡町大町17番地1	株式会社とよた薬局	四国中央市豊岡町豊田7番地1	代表取締役 加地 祐一	精神通院医療（薬局）	令和6年4月1日
クオール薬局今治店	今治市北宝来町2-2-11	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	代表取締役 柄澤 忍	精神通院医療（薬局）	令和6年4月1日
愛らんど薬局北方店	東温市北方3206番地3号	エヌエスメディカル株式会社	松山市祇園町1番地44号	代表取締役 嶋本 光佑	精神通院医療（薬局）	令和6年4月1日

○愛媛県告示第511号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名称	所在地			
合同会社Recovery	松山市南土居町279番地9	代表社員 坂屋礼子	訪問看護ステーションこころ	松山市畑寺三丁目8-38	精神通院医療	令和6年5月1日	

○愛媛県告示第512号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地		担当する医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後		
せせらぎリハビリ訪問看護ステーション	松山市東野一丁目2番地38	松山市平和通一丁目5番地36	精神通院医療	令和6年4月1日
訪問看護ステーションアルク	松山市中村一丁目2番26-1号	松山市小坂四丁目3番20号L f t小坂1階	精神通院医療	令和6年2月20日
訪問看護ステーションまめ	松山市清水町二丁目21番地3 渡部マンション2階	松山市清水町二丁目21-3 L f t清水町2階	精神通院医療	令和6年2月20日

号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 指定が失効する知事指定薬物の名称
 - (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[(チオフェン-2-イル)カルボニル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
 - 前号に掲げる物を含有する物
- 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。
- 失効の日

令和6年5月11日

○愛媛県告示第513号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）

○愛媛県告示第514号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
フジ松前店・ドラッグセイムス松前筒井店	伊予郡松前町筒井448番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	第一リース株式会社 代表取締役 吉田 勝彦	第一リース株式会社 代表取締役 向島 亨	令和6年4月1日	令和6年5月20日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 代表取締役 山口 晋ほか3者	株式会社フジ 代表取締役 山口 晋ほか3者	令和6年3月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第515号

水防警報を行う河川の指定（平成20年10月愛媛県告示第1449号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
水系名	河川名	区 間	水系名	河川名	区 間
省略			省略		
重信川	石手川	左岸 <u>松山市高野町（市之井手橋）</u> から 松山市朝生田町四丁目995番2地先 まで 右岸 <u>松山市溝辺町（市之井手橋）</u> から 松山市和泉北一丁目1096番地先まで	重信川	石手川	左岸 <u>松山市東野一丁目（遍路橋）</u> から 松山市朝生田町四丁目995番2地先 まで 右岸 <u>松山市石手三丁目（遍路橋）</u> から 松山市和泉北一丁目1096番地先まで
省略			省略		

○愛媛県告示第516号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、三谷川水系三谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第517号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、金生川水系山田井川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第518号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、金生川水系三角寺川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条

第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第519号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、契川水系契川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第520号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、川茂川水系川茂川、堀子川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第521号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、赤之井川水系赤之井川、馬瀬川、城川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第522号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、海岸寺川水系海岸寺川、中田井川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第523号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、寺川水系寺川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第524号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、宮川水系宮川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第525号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、井関川水系井関川、不老谷川、石床川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に

備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第526号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、崩口川水系崩口川、本郷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第527号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、大曲川水系大曲川、大川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第528号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、新川水系新川、内川、小島川、西山川、高松川、徳能川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第529号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、大明神川水系大明神川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第530号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、広江川水系広江川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに

浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第531号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、境川水系境川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第532号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、一ツ橋川水系一ツ橋川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第533号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、小向川水系小向川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第534号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、北川水系北川、スミヤ川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第535号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、河野川水系河野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第536号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、高山水系高山川、牛谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第537号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、片平川水系片平川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第538号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、粟井川水系粟井川、西谷川、麓川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第539号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、払川水系払川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第540号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、郷谷川水系郷谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第541号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により権現川水系権現川、中谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第542号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、明神川水系明神川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第543号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、国近川水系国近川、大井手川、神寄川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第544号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、長尾谷川水系長尾谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並

びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第545号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系大和川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第546号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系田淵川、滝川、除川、米津川、河内川、清永川、和田川、深部川、山高川、大谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第547号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系出石川、上須戒川、打越川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第548号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系都川、大久保川、惣谷川、矢落川、中組川、長谷川、山口川、田野々川、堂成川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第549号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系矢落川、谷野川、東川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第550号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系清水川、玉川、農扶持川、下谷川、武田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第551号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系久米川、深井川、善滝川、谷田川、野田本川、鎌田川、滝の宮川、沼田川、大戸川、桑坂川、梶谷川、桑谷川、三度屋川、恵比須谷川、浦の谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第552号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系嵩富川、新田谷川、伴造川、小松川、後川、長谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第553号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系小田川、栗太郎川、杖之瀬川、堺川、竹の谷川、御祓川、オモダ川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第554号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系菅が谷川、モウズコ谷川、宮の谷川、しゅこ谷川、カジヤ谷川、山王川、ヨソリ谷川、柿原川、女体川、門松川、大久保谷川、新川、牛の谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第555号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系郷之谷川、清正川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第556号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、喜木川水系新川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第557号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、喜木川水系今出川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法

施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第558号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、喜木川水系喜木川、出石川、野地川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第559号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、宮内川水系宮内川、西之河内川、里川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第560号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系肱川、道泉寺川、鳥越川、ケンコ川、ゴヲト川、平野川、蔵谷川、久保川、古川、布元川、十丁川、龍吐川、梶尾谷川、吉信川、瀬の川、院内川、大谷川、鳥の巣川、丸穂川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第561号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系加茂川、田苗川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第562号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系深ヶ川、金藪川、宮前川、大谷川、河内川、福田川、土居川、永田川、堂の元川、寺池川、村田川、四反田川、今西川、大の下川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第563号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系西川、根笹川、東川、銚岩川、池尻川、尾首川、伊賀越川、北川、中川、林川、和田川、孫川、船川、松の元川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第564号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系赤滝川、岩瀬川、小田川、大谷川、丸山川、瀬戸川、藤川、深山川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第565号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系肱川、十連防川、白水川、朝日谷川、滝山川、ドウドウ川、緑川、橋の谷川、北平川、奥の谷川、新川、御堂の奥川、神子ヶ谷川、樋の奥川、枕木川、城ヶ滝川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第566号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系山瀬川、氏宮川、戸石川、清水田川、カラ杉川、川堀川、青野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第567号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系小下野川、小松谷川、片川、横畑川、大久保川、後川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第568号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系富野川、カト川、相の川、タニシリ川、高橋川、高瀬川、コイデ川、ナルヲ川、ニシタニ川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和6年5月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第569号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市港新地土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月28日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	桑原敬宜	西条市新田228番地5
"	川又則昭	西条市樋之口456番地3
"	青木徹	西条市古川甲25番地3
"	田坂新吾	西条市樋之口147番地5
"	山地啓三	西条市古川甲222番地
"	田坂健二	西条市喜多川526番地
"	鈴木哉恵子	西条市古川甲153番地3
監事	上路健一	西条市樋之口126番地
"	越智貴則	西条市樋之口109番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	川又則昭	西条市樋之口456番地3
"	小山真吾	西条市港363番地
"	田坂新吾	西条市樋之口147番地5
"	築山富市	西条市市塚64番地
"	越智易孝	西条市樋之口109番地
"	青木徹	西条市古川甲25番地3
"	山地啓三	西条市古川甲222番地
監事	上路健一	西条市樋之口126番地
"	桑原敬宜	西条市新田228番地5

○愛媛県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市朔日市新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月28日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	秋山賢治	西条市朔日市631番地3
"	近藤清政	西条市玉津677番地
"	三浦進	西条市新田2番地3
"	越智幸一郎	西条市本町89番地
"	三好和彦	西条市朔日市735番地1
"	三谷忠博	西条市朔日市56番地
"	福田昭	西条市朔日市100番地
"	三浦幸三	西条市新田71番地2
監事	高橋滝雄	西条市朔日市628番地
"	塩崎能治	西条市明屋敷213番地
"	越智敏行	西条市玉津343番地2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	秋山賢治	西条市朔日市631番地3
"	近藤清政	西条市玉津677番地
"	越智健治	西条市玉津648番地3
"	加藤武司	西条市朔日市23番地
"	加藤高明	西条市朔日市123番地
"	越智幸一郎	西条市本町89番地
"	三好和彦	西条市朔日市735番地1
"	三浦幸三	西条市新田71番地2
監事	高橋滝雄	西条市朔日市628番地
"	塩崎能治	西条市明屋敷213番地
"	越智敏行	西条市玉津343番地2

○愛媛県告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

西条市船屋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月28日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	遊 口 誠 二	西条市船屋甲521番地
"	坪 井 貞	西条市船屋甲549番地
"	川 上 敏 数	西条市船屋甲62番地 3
"	浅 木 千 秋	西条市船屋甲364番地
"	遊 口 登志男	西条市船屋甲358番地 2
"	浅 木 雄 次	西条市船屋甲360番地
監 事	近 藤 敏 弘	西条市船屋甲630番地 2
"	金 子 二 郎	西条市船屋甲436番地32

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	遊 口 実	西条市船屋甲610番地 3
"	坪 井 貞	西条市船屋甲549番地
"	川 上 敏 数	西条市船屋甲62番地 3
"	浅 木 雄 次	西条市船屋甲360番地
"	遊 口 誠 二	西条市船屋甲521番地
"	遊 口 登志男	西条市船屋甲358番地 2
監 事	近 藤 敏 弘	西条市船屋甲630番地 2
"	金 子 二 郎	西条市船屋甲436番地32

○愛媛県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市久米地区土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年5月28日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 池 登紀子	松山市来住町73

○愛媛県告示第574号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年5月28日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建（開）第7号 令和6年5月17日	伊予郡松前町大字筒井字宗意畑1110番5、1111番2、1111番3、1112番、1112番2、1117番1、1118番1、1119番1、1112番地先北側農道、大字浜字東洲美吉700番1、700番2、705番、706番、707番1	伊予市下吾川2045番地1 株式会社マミーハウス

○愛媛県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市高岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月28日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 好 陽 造	松山市高岡町559
"	長 野 悟	松山市高岡町266
"	重 松 信 二	松山市高岡町575
"	新 家 金 吾	松山市高岡町136
"	崎 山 一 生	松山市高岡町52
"	清 水 孝 喜	松山市高岡町670
監 事	竹 内 孝 和	松山市高岡町662 - 3
"	崎 山 圭	松山市高岡町112
"	田 中 務	松山市高岡町711 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 好 陽 造	松山市高岡町559
"	長 野 悟	松山市高岡町266
"	重 松 信 二	松山市高岡町575
"	新 家 金 吾	松山市高岡町136
"	崎 山 一 生	松山市高岡町52
"	清 水 孝 喜	松山市高岡町670
監 事	竹 内 孝 和	松山市高岡町662 - 3
"	崎 山 圭	松山市高岡町112
"	田 中 務	松山市高岡町711 - 1

○愛媛県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和6年5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地4637番1地先から 同町平地4698番3地先まで	旧	メートル 5.2～11.0	キロメートル 0.153	
			新	5.2～12.3	0.153	
"	"	大洲市平野町平地4611番2地先から 同町平地4611番3まで	旧	6.8～8.2	0.019	
			新	7.3～10.7	0.019	

○愛媛県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和6年5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地4637番1地先から 同町平地4698番3地先まで	令和6年5月28日
"	"	大洲市平野町平地4611番2地先から 同町平地4611番3まで	"

○愛媛県告示第577号

次のとおり落札者を決定した。
 令和6年5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
交通管制センター、サブセンター等 設備保守業務委託	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和6年3月28日	住友電工システムソリューション株式会社 大阪支社 大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2番4号	58,190,000円	一般競争入札	令和6年2月16日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和6年5月17日あったので公表する。
 令和6年5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 2024年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2024年5月29日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160-1

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。